

人間ドック等検診補助事業実施要領

1 趣旨

この要領は、公益財団法人山口県健康福祉財団（以下「財団」という。）福利厚生事業規程第49条第2項の規定に基づき、人間ドック等検診補助事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 事業

財団が指定する検診機関で実施する人間ドック等検診（以下「財団検診」という。）に対して補助する。

なお、福利厚生事業加入施設等（以下「加入施設等」という。）が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条に基づき実施する健康診断は、補助対象事業とはならない。

3 補助額

財団検診に対する補助額は、前年度の実績、検診料金等を参考にして、毎年度、理事長が別に定めるものとする。

4 検診種別等

(1) 検診種別

- ア 1泊2日人間ドック
- イ 日帰り人間ドック
- ウ 半日検診
- エ 特別検診
 - (ア) 脳ドック
 - (イ) 乳がん検診・子宮がん検診
 - (ウ) 胃がん検診

(2) 補助対象者

- ア 1泊2日人間ドック、脳ドック及び胃がん検診 登録職員
- イ 日帰り人間ドック、半日検診及び乳がん検診・子宮がん検診 全国健康保険協会に加入できない登録職員及び全国健康保険協会が指定する健診機関で実施する生活習慣病予防健診（以下「生活習慣病予防健診」という。）の対象年齢以外の者等生活習慣病予防健診が受診できない登録職員

(3) 指定検診機関

指定検診機関名	所在地	電話番号
大島病院	〒742-2106 大島郡周防大島町小松1415-1	0820(74)2580
大和総合病院	〒743-0192 光市大字岩田974	0820(48)2111
周東総合病院	〒742-0032 柳井市古開作1000-1	0820(22)3456
JCHO徳山中央病院	〒745-0822 周南市孝田町1-1	0834(28)4411

山口県立総合医療 センター	〒747-8511 防府市大崎77	0835(22)4411
済生会山口総合病院	〒753-8517 山口市緑町2-11	083(901)6186
山口病院	〒753-0048 山口市駅通り2-10-7	083(921)5088
山口総合健診センター	〒754-0002 山口市小郡下郷1773-1	083(972)4325
阿知須共立病院	〒754-1277 山口市阿知須4841-1	0836(65)2711
山口労災病院	〒756-0095 山陽小野田市大字小野田1315-4	0836(83)2881
JCHO下関医療センター	〒750-0061 下関市上新地町3-3-8	083(231)7887
済生会下関総合病院	〒759-6603 下関市安岡町8-5-1	083(262)2300
長門総合病院	〒759-4194 長門市東深川85	0837(22)2220
萩市民病院	〒758-0061 萩市椿3460-3	0838(25)1200
光中央病院	〒743-0063 光市島田2-22-16	0833(72)0676
下松中央病院	〒744-0005 下松市古川町3-1-1	0833-41-3030

(4) 財団検診の申込み

加入施設経営者は、財団検診を受診し補助を受けようとする者を取りまとめ、財団に対して財団検診申込書（第1号様式）により申込みものとする。

(5) 財団検診の決定と決定通知

財団は、財団検診の申込みを受け、受診を決定したときには財団検診決定通知書（第3号様式）により、加入施設等経営者に通知するものとする。

(6) 指定検診機関への検診実施依頼

財団は、財団検診の受診者を決定したときは、指定検診機関（以下「検診機関」という。）に対して、財団検診実施依頼書（第4号様式）により依頼するものとする。

(7) 財団検診の検診料の請求及び支払

ア 検診を実施した検診機関は、当該検診料を財団検診料請求書（第5号様式）により、翌月10日までに財団に請求するものとする。

イ 財団は、検診機関から検診料の請求があったときは、当該検診料から、財団の補助金額を差し引いた額を検診負担金とし、財団検診負担金請求書（第6号様式）を作成し、加入施設等経営者に通知するものとする。

ウ 加入施設等経営者は、上記イにより通知を受けたときには、登録職員から検診負担金を徴収し、財団の指定する口座に振込むものとする。

エ 財団は、検診負担金を受領したときは、当該検診負担金に財団の補助金を加え、財団検診料支払依頼書（第7号様式）により指定金融機関（以下「金融機関」という。）に対し、検診機関の指定する口座への支払を依頼するとともに、財団検診料支払通知書（第8号様式）により検診機関に通知するものとする。

5 委 任

この要領に定めるもののほか、人間ドック等検診補助事業の運営に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

平成4年8月1日施行の要領は、この要領の施行と同時に廃止する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年3月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。